

基準形態	就労時間等具体的要件
居宅外労働	保護者が家庭の外で仕事をするを常態としている場合。（会社員等） 1日4時間以上かつ月16日以上
居宅内労働	保護者が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするを常態としている場合。（自営業、内職等） ・1日4時間以上かつ月16日以上
母親の出産 又は妊娠	産前産後、各8週間のあいだであること。 但し、多胎の場合は各10週間。
疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月以上の入院又は医師が1ヶ月以上の加療（安静）を要すると診断した場合。 ・療育手帳、精神保健福祉手帳又は身体障害者手帳（4級以上）を所持していること。
同居親族の介護等	<p>同居の家族が長期間病気であったり心身に障害のある場合で、保護者が常時看護にあたっている場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1級及び2級）、精神保健福祉手帳（1級及び2級）又は療育手帳（A）を所持している同居の親族を居宅内又は居宅外で看護していること。 ・疾病等又は介護認定を受けている同居の親族を居宅内又は居宅外で看護していること。 ・疾病等のため病院への通院などの付添いを週4日以上行っていること。 *疾病等は、医師が概ね1ヶ月以上の加療を要すると診断した場合に限る。 *居宅外の親族の介護等の場合は、1日4時間以上従事していること。
求 職 活 動	就職活動を継続的に行っていること。（約50日）
就 学	学校または就業訓練校に在学していること。
家庭の災害	災害、風水害や地震などによる災害により、児童の居宅を失い又は大破したためその復旧のため児童の保育ができない場合。
その他	死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合など